

西尾市

避難情報に関する 判断・伝達マニュアル

令和5年4月

目 次

はじめに.....	1
第1編 総 則.....	2
第2編 洪水等.....	4
1 一級河川 「矢作川」	6
2 一級河川 「矢作古川」	10
3 一級河川 「広田川」	14
4 一級河川 「乙川」	17
5 二級河川 「矢崎川」	18
6 二級河川 「北浜川」	20
7 二級河川 「朝鮮川」	22
8 二級河川 「八幡川」	23
9 二級河川 「鳥羽川」	24
10 避難情報等の伝達手段・内容.....	25
第3編 高潮.....	28
第4編 土砂災害.....	34
第5編 津波.....	39
第6編 避難情報等の伝達.....	43

はじめに

西尾市は、これまでに昭和34年の伊勢湾台風や平成12年の東海豪雨等の大規模な台風や集中豪雨により大きな被害を受けてきました。

また、最近では風水害による被害が全国各地で増加する傾向にあり、令和2年7月には熊本県を中心とした九州地方や中部地方などで集中豪雨、令和3年7月には静岡県熱海市において大規模土砂災害が発生しております。

なかでも平成26年8月に発生した豪雨では、各地で甚大な被害を出しました。特に被害の大きかった広島市においては、住民に対する避難勧告が遅れたことから、土砂災害により74人もの死者が発生しました。あらためて避難勧告や避難指示の避難情報発令のタイミングの難しさが浮き彫りになるとともに、発令した場合の、住民への伝達方法、情報が伝わっても住民が避難しないこと等が問題となりました。

令和3年5月、内閣府のガイドラインが大幅に変更になり、これまで住民にとって分かりにくかった「避難勧告」という基準が廃止され、「避難指示」に一本化する等基準が明確に分かりやすくなりました。

また令和3年6月には愛知県高潮浸水想定を発表、令和2年から3年にかけて、市内を流れる朝鮮川、鳥羽川、八幡川における想定最大規模の浸水想定が発表されました。

こうした背景から、内閣府「避難情報に関するガイドライン」に基づき、西尾市における避難情報に関する情報の提供について「西尾市避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を作成、更新しました。

なお、「西尾市避難情報に関する判断・伝達マニュアル」は、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等からの反省などに基づき、適切な時期に見直していきます。

第1編 総則

1 本マニュアルは、洪水等、高潮、土砂災害、津波を対象とする。

2 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報と関連付けるものであり、各警戒レベルに対応する行動と情報は以下のとおりである。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生しているもしくは切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※	(大雨特別警報(土砂災害))※	高潮氾濫発生情報
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難する(立ち退き避難又は屋内安全確保)。	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)	高潮警報または高潮特別警報
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難する(立ち退き避難又は屋内安全確保)。その他の者は避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	高潮警報に切り替える可能性が高い注意報
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	—
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性	—	—	—	—

※ 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

3 避難情報等は3段階に分類し、居住者等がとるべき行動については下表のとおりとする。

居住者等がとるべき行動等

区 分	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注 突発的な災害の場合、市からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

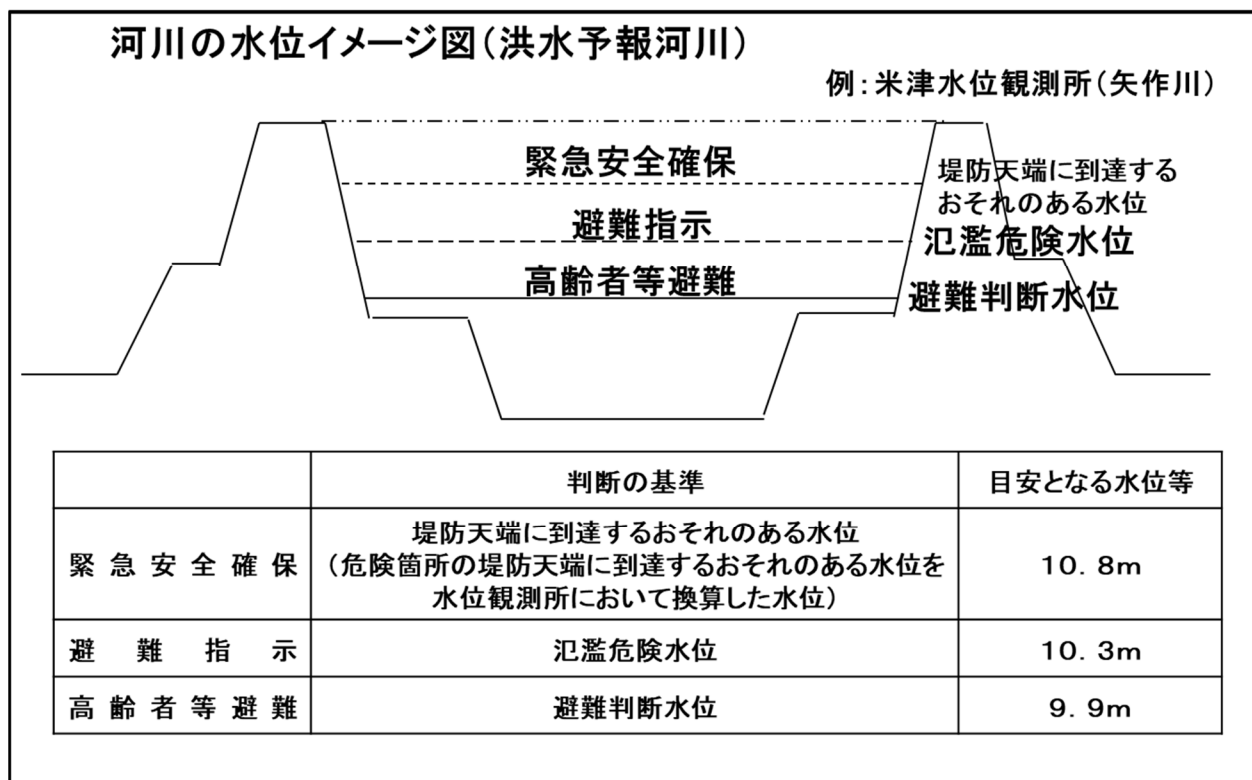
4 本マニュアルは、必要に応じその適否を検討し、改定するものとする。

第2編 洪水等

安全性を考慮し、わずかでも浸水の発生するおそれのある区域は「避難対象区域」として記載する。

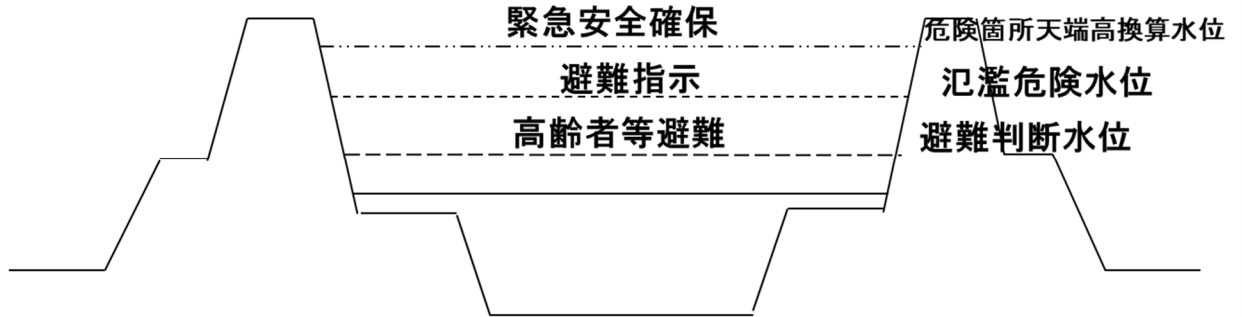
避難情報は、以下の河川の基準を参考に発令するものとする。判断基準の数値等に達しない場合についても気象予測や上流部の累加雨量、潮位等の情報や、現地からの状況報告等から総合的に判断して発令する。

- ※情報の入手先
- ・名古屋地方気象台 052-763-2449
 - ・西三河建設事務所 0564-23-1211
 - ・国交省及び愛知県 川の防災情報のWebシステム
(市域外における河川上流部の累加雨量の情報には留意すること)
 - ・西尾市気象観測情報(雨量・風速・温度)
 - ・(株)キャッチネットワークの河川定点カメラ映像
 - ・防災情報提供システム
 - ・その他



河川の水位イメージ図(水位周知河川)

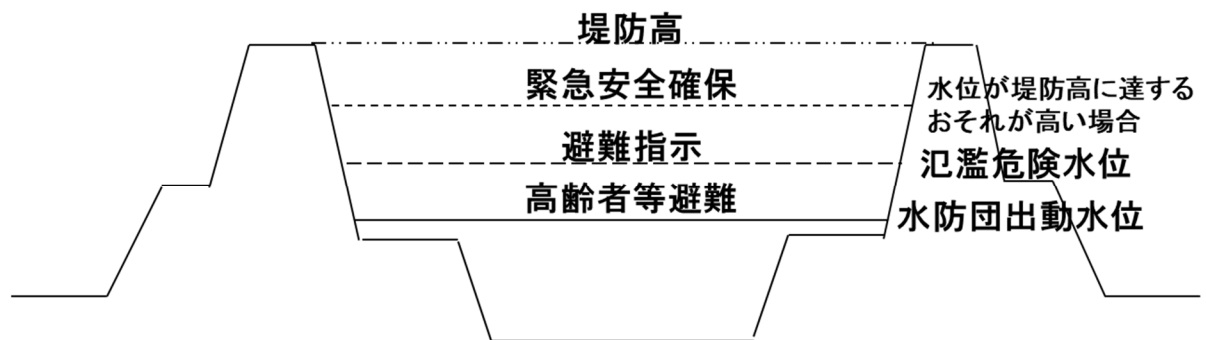
例: 小島水位観測所(矢作古川)



	判断の基準	目安となる水位等
緊急安全確保	危険箇所天端高換算水位(危険箇所の天端高を水位観測所において換算した水位)	6.2m
避難指示	氾濫危険水位	6.1m
高齢者等避難	避難判断水位	6.05m

河川の水位イメージ図(小河川)

例: 矢崎川水位観測所(矢崎川)



	判断の基準	目安となる水位等
堤防高	—	5.10m
緊急安全確保	水位が堤防高に達するおそれが高い場合	—
避難指示	氾濫危険水位	4.46m
高齢者等避難	水防団出動水位	3.28m

1 一級河川 「矢作川」

(1) 警戒すべき区間等

警戒すべき区間		「矢作川」市境から河口まで
河川の特 性		国指定 洪水予報河川
観 測 所 名		米津水位観測所
避難対象区域	西尾	須田町、本町、錦城町、塩町、葵町、満全町、下町、永楽町、高砂町、北旭町、南旭町、吾妻町、会生町、和泉町、伊文町、神下町、永吉町、永吉一丁目～四丁目、山下町、住吉町、高島町、住崎町、住崎一丁目～六丁目、城崎町、寄住町、丁田町、今川町、桜木町、花ノ木町、矢曾根町、寄近町、鶴城町、米津町、大和田町、高河原町、宮町、新渡場町、伊藤町、戸ヶ崎町、新渡場二丁目、若松町、道光寺町、熊味町、道光寺一丁目、戸ヶ崎一丁目～二丁目、戸ヶ崎四丁目～五丁目、上町、八ツ面町、中原町、徳次町、法光寺町、南中根町、小間町、田貫町、中畑町、中畑一丁目～二丁目、田貫一丁目～四丁目、平坂町、平坂吉山一丁目、楠村町、西小柳町、上矢田町、羽塚町、小栗町、国森町、新在家町、下矢田町、徳永町、寺津町、巨海町、刈宿町、奥田町、西奥田町、南奥田町、菱池町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、行用町、針曾根町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、野々宮町、小焼野町、宅野島町、鵜ヶ池町、十郎島町、川口町、深池町、細池町、須脇町、室町、駒場町、家武町、花蔵寺町、善明町、新村町、米野町、江原町、東浅井町、西浅井町、和気町、尾花町、岡島町、下永良町、上永良町、平原町、高落町、小島町、志籠谷町、志貴野町、下羽角町、上羽角町、貝吹町
	一色	赤羽、開正、治明、細川、養ヶ島、味浜、池田、対米、一色、前野、味浜、小藪、坂田新田、中外沢、藤江、生田、大塚、酒手島、千間、惣五郎、野田、松木島
	吉良	大島、吉田、饗庭、荻原、富田、八幡川田、岡山、上横須賀、下横須賀、木田、小牧、酒井、瀬戸、寺嶋、中野、津平、駮馬、友国、小山田、白浜新田、富好新田
放送文例		<p>対象区域は、幡豆地区及び佐久島地区を除く、全ての小学校区が対象となります。</p> <p>それぞれの対象区域は広範囲となりますので、西尾市防災アプリ、西尾市ホームページ、キャッチネットワークによる放送、市から配布した洪水ハザードマップなどでご確認ください。</p>

(2) 避難情報の判断基準

河川名	一級河川 矢作川
観測所等名	米津水位観測所
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>①指定河川洪水予報により、水位が避難判断水位(レベル3水位)である9.9mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>②指定河川洪水予報の水位予測により、水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である10.3mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>④堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑤警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<p>(警戒レベル4) 避難指示</p>	<p>①指定河川洪水予報により、水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である10.3mに到達したと発表された場合</p> <p>②指定河川洪水予報の水位予測により、水位が危険箇所天端高換算水位である11.4mを越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p> <p>④矢作ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>⑤堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>

<p style="text-align: center;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が危険箇所において堤防天端に到達するおそれのある水位10.8mに到達した場合（越水・溢水のおそれのある場合） ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合。 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
---	--

国 に よ る 基 準	水防団待機水位	4.9 m
	氾濫注意水位	6.0 m
	水防団出動水位	7.5 m
	避難判断水位	9.9 m
	氾濫危険水位	10.3 m
	堤防天端に到達する おそれのある水位(注1)	10.8 m
	危険箇所天端高換算水位(注2)	11.4 m

注1：危険箇所の堤防天端に到達するおそれのある水位を水位観測所においてリードタイムを考慮して換算した水位

注2：危険箇所の天端高を水位観測所において換算した水位

※判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

(3) 開設が予測される避難所

西尾	西尾小学校、文化会館、※1 花ノ木小学校、※1 総合福祉センター、中央体育館、八ツ面小学校、鶴城小学校、鶴城中学校、鶴城体育館、スポーツ公園総合体育館、※2 米津小学校、西野町小学校、西野町ふれあいセンター、※1 中畑小学校、平坂小学校、※3 平坂中学校、矢田小学校、寺津小学校、寺津中学校、福地南部小学校、福地北部小学校、福地中学校、福地北部保育園、※2 三和小学校、西尾勤労会館、(株)デンソー西尾製作所、(株)デンソー善明製作所
一色	一色西部小学校、一色西部保育園、一色中部小学校、一色南部小学校、※1 一色町公民館・一色地域交流センター、一色町体育館、※1 一色東部小学校
吉良	※2 吉田小学校、※1 吉良保健センター、※1 荻原小学校、※1 横須賀小学校、津平小学校、アイシン機工(株)、津平保育園、白浜小学校

※1 最大規模洪水時は施設(校舎)1階及び体育館使用不可

※2 最大規模洪水時は施設(校舎)2階以下及び体育館使用不可

※3 最大規模洪水時は体育館使用不可

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、文化会館、総合福祉センター、中央体育館、スポーツ公園総合体育館、西尾勤労会館、一色町公民館・一色地域交流センター及び吉良保健センターを開設する。

2 一級河川 「矢作古川」

(1) 警戒すべき区間等

警戒すべき区間		矢作古川全域
河川の特性		県指定 水位周知河川
観測所名		小島水位観測所 上横須賀矢作水位観測所
避難対象区域	西尾	寄近町、小焼野町、宅野島町、熊味町、八ツ面町、徳次町、平口町、笹曾根町、横手町、野々宮町、斉藤町、上道目記町、下道目記町、八ヶ尻町、市子町、行用町、針曾根町、須脇町、十郎島町、深池町、鶺ヶ池町、小島町
	一色	開正、赤羽、味浜、一色、池田、前野、対米、大塚、野田、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎、藤江、坂田新田
	吉良	吉田、荻原、大島、富田、八幡川田、下横須賀、上横須賀 中野、友国、酒井
放送文例		<p>避難対象区域は、西尾地区では、花ノ木小学校区、八ツ面小学校区、福地南部小学校区及び福地北部小学校区が対象となり、一色地区では、佐久島小学校区を除く全ての小学校区、吉良地区では、白浜小学校区を除く全ての小学校区が対象となります。</p> <p>なお、それぞれの対象区域は広範囲でありますので、それぞれの小学校区における浸水の対象となる区域は、西尾市防災アプリ、西尾市ホームページ、キャッチネットワークによる放送、市から配布した洪水ハザードマップなどでご確認ください。</p>

(2) 避難情報の判断基準

①小島水位観測所

河川名	一級河川 矢作古川
観測所等名	小島水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.05mに到達した場合 ②水位が氾濫注意水位である3.85mを越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（※流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（5.4）に到達する場合） ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である6.1mに到達した場合 ②水位が避難判断水位である6.05mを越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が5.9を超える場合）） ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が危険箇所天端高換算水位である6.2mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）

県 に よ る 基 準	水防団待機水位	3. 8 5 m
	氾濫注意水位	3. 8 5 m
	水防団出動水位	4. 7 5 m
	避難判断水位	6. 0 5 m
	氾濫危険水位	6. 1 m
	危険箇所天端高換算水位	6. 2 m

※流域雨量指数の予測値：河川の流域単位で降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した雨量情報であり、県防災情報提供システムからのみ閲覧が可能

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

②上横須賀矢作水位観測所

河 川 名	一級河川 矢作古川
観 測 所 等 名	上横須賀矢作水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が避難判断水位（レベル3水位）である5. 5 mに到達した場合 ②水位が氾濫注意水位である3. 8 mを越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（5. 4）に到達する場合） ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5. 6 mに到達した場合 ②水位が避難判断水位である5. 5 mを越えた状態で、矢作古川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が5. 9を超える場合）） ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保		①水位が危険箇所天端高換算水位である5.7mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
県による基準	水防団待機水位	3.8m
	氾濫注意水位	3.8m
	水防団出動水位	4.5m
	避難判断水位	5.5m
	氾濫危険水位	5.6m
	危険箇所天端高換算水位	5.7m

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報の発令をするものとする。

(3) 開設が予測される避難所

西尾	文化会館、※1 総合福祉センター、中央体育館、八ツ面小学校、福地南部小学校、福地中学校、福地北部小学校、※2 三和小学校
一色	一色西部小学校、一色南部小学校、一色中部小学校、※1 一色東部小学校、※1 一色町公民館・一色地域交流センター、一色町体育館
吉良	※2 吉田小学校、※1 荻原小学校、※1 横須賀小学校、津平小学校、※1 吉良保健センター、アイシン機工（株）

※1 最大規模洪水時は施設（校舎）1階及び体育館使用不可

※2 最大規模洪水時は施設（校舎）2階以下及び体育館使用不可

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、文化会館、総合福祉センター、中央体育館、一色町公民館・一色地域交流センター及び吉良保健センターを開設する。

3 一級河川 「広田川」

(1) 警戒すべき区間等

警戒すべき区間	市境から矢作古川との合流地点
河川の特 性	県指定 水位周知河川

(2) 避難情報の判断基準等

①永良水位観測所

河 川 名	一級河川 広田川	
観 測 所 等 名	永良水位観測所	
避難対象区域	西尾	室町、家武町、花蔵寺町、善明町、駒場町、平原町、横手町、高落町、新村町、東浅井町、西浅井町、小島町、米野町、江原町、和気町、大和田町、高河原町、岡島町、尾花町、下永良町、上永良町、貝吹町、上羽角町、下羽角町
	吉良	饗庭、吉田、荻原、大島、富田、八幡川田、下横須賀、友国、上横須賀、中野、寺嶋、岡山、木田、瀬戸、小牧、酒井
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.6mに到達した場合 ②水位が氾濫注意水位である3.1mを越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（24.1）に到達する場合） ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.85mに到達した場合 ②水位が避難判断水位である4.6mを越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が26.5を超える場合）） ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	

【警戒レベル5】 緊急安全確保		①水位が危険箇所天端高換算水位である5.2mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
県による基準	水防団待機水位	2.2m
	氾濫注意水位	3.1m
	水防団出動水位	3.8m
	避難判断水位	4.6m
	氾濫危険水位	4.85m
	危険箇所天端高換算水位	5.2m
開設が予測される避難所	西尾	中央体育館、スポーツ公園総合体育館、福地南部小学校、※2 三和小学校、（株）デンソー西尾製作所、（株）デンソー善明製作所、
	吉良	※2 吉田小学校、※1 荻原小学校、※1 横須賀小学校、津平小学校、アイシン機工（株）、※1 吉良保健センター
※1 最大規模洪水時は施設（校舎）1階及び体育館使用不可 ※2 最大規模洪水時は施設（校舎）2階以下及び体育館使用不可 注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、中央体育館、スポーツ公園総合体育館及び吉良保健センターを開設する。		

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

②上横須賀水位観測所

河川名	一級河川 広田川	
観測所等名	上横須賀水位観測所	
避難対象区域	西尾	横手町
	吉良	饗庭、吉田、荻原、大島、富田、八幡川田、下横須賀、上横須賀、中野、寺嶋、木田、小牧、酒井、友国
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.4mに到達した場合 ②水位が氾濫注意水位である4.05mを越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（24.1）に到達する場合）	

		<ul style="list-style-type: none"> ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.5mに到達した場合 ②水位が避難判断水位である5.4mを越えた状態で、広田川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が26.5を超える場合）） ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が危険箇所天端高換算水位である5.65mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
県による基準	水防団待機水位	3.3m
	氾濫注意水位	4.05m
	水防団出動水位	4.6m
	避難判断水位	5.4m
	氾濫危険水位	5.5m
	危険箇所天端高換算水位	5.65m
開設が予測される避難所	西尾	福地南部小学校、福地北部小学校、福地中学校、中央体育館
	吉良	※2 吉田小学校、※1 荻原小学校、※1 横須賀小学校、津平小学校、アイシン機工（株）、※1 吉良保健センター
<p>※1 最大規模洪水時は施設（校舎）1階及び体育館使用不可</p> <p>※2 最大規模洪水時は施設（校舎）2階以下及び体育館使用不可</p> <p>注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、中央体育館及び吉良保健センターを開設する。</p>		

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

4 一級河川 「乙川」

(1) 警戒すべき区間等

河川の特性		県指定 水位周知河川
観測所名		大平水位観測所
避難対象区域	西尾	駒場町、東浅井町、小島町、米野町、江原町、和気町、岡島町、尾花町、下永良町、上永良町、高落町、西浅井町、大和田町、高河原町、新村町

(2) 避難情報の判断基準

河川名		一級河川 乙川
観測所等名		大平水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難		4. 33m
【警戒レベル4】 避難指示		上流で決壊や越水・溢水が発生した場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保		上流で決壊や越水・溢水が発生し、浸水が西尾市に到達する可能性が高くなった場合（岡崎市から浸水の情報が得られた場合等）
県による基準	水防団待機水位	1. 65m
	氾濫注意水位	2. 35m
	水防団出動水位	2. 85m
	避難判断水位	3. 1m
	氾濫危険水位	3. 7m
	危険箇所天端高換算水位	4. 33m

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。（愛知県が発表した乙川最短到達時間包絡図（想定最大規模L2）によると、西尾市への浸水到達時間は、乙川氾濫（決壊）後6時間～8時間未満となっている。）

(3) 開設が予測される避難所

西尾	中央体育館、スポーツ公園総合体育館、※2 三和小学校
----	----------------------------

※2 最大規模洪水時は施設(校舎)2階以下及び体育館使用不可

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、中央体育館及びスポーツ公園総合体育館を開設する。

5 二級河川 「矢崎川」

(1) 警戒すべき区間等

警戒すべき区間	矢崎川全域
河川の特 性	その他河川
観測所名	矢崎川水位観測所
避難対象区域	吉良 白浜新田、富好新田、小山田、乙川、吉田、大島、饗庭、 荻原、富田、八幡川田、上横須賀、下横須賀、中野、寺嶋、 木田、小牧、酒井、瀬戸、友国、津平、駁馬

(2) 避難情報の判断基準

河川名	二級河川 矢崎川
観測所等名	矢崎川水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が水防団出動水位である3.28mに到達した場合 ②水位が氾濫注意水位である2.75mを越えた状態で、矢崎川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(9.0)に到達する場合) ③軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が氾濫危険水位(レベル4水位)である4.46mに到達した場合 ②矢崎川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合(予測値が9.9を超える場合)) ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①水位が堤防高である5.1mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)

県による基準	水防団待機水位	1. 99 m
	氾濫注意水位	2. 75 m
	水防団出動水位	3. 28 m
	避難判断水位	—
	氾濫危険水位	4. 46 m
	堤防高	5. 1 m

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

(3) 開設が予測される避難所

吉良	※2 吉田小学校、※1 荻原小学校、※1 横須賀小学校、津平小学校、津平保育園、※3 白浜小学校、※1 吉良保健センター
----	--

※1 最大規模洪水時は施設(校舎)1階及び体育館使用不可

※2 最大規模洪水時は施設(校舎)2階以下及び体育館使用不可

※3 最大規模洪水時は体育館使用不可

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、吉良保健センターを開設する。

6 二級河川 「北浜川」

(1) 警戒すべき区間等

警戒すべき区間	北浜川全域	
河川の特性	その他河川	
観測所名	北浜水位観測所	
避難対象区域	西尾	須田町、本町、錦城町、葵町、塩町、満全町、会生町、和泉町、伊文町、矢場町、末広町、鶴舞町、天神町、鶴ヶ崎町、神下町、永楽町、北旭町、高砂町、南旭町、吾妻町、永吉一丁目～四丁目、山下町、住崎町、住崎一丁目～六丁目、新在家一丁目、高畠町、今川町、永吉町、矢曾根町、桜木町、花ノ木町、若松町、城崎町、住吉町、丁田町、徳次町、熊味町、八ツ面町、寄住町、戸ヶ崎町、戸ヶ崎一丁目～二丁目、戸ヶ崎四丁目、中原町、志貴野町、亀沢町、新屋敷町、宮町、鶴城町、道光寺町、上町、下町、上矢田町、国森町、新在家町、下矢田町、徳永町、寺津町、巨海町、刈宿町、中根町、菱池町、斉藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、野々宮町、川口町、深池町、須脇町
	一色	赤羽、開正、治明、細川、養ヶ島、味浜、池田、一色、前野、小藪、中外沢、大塚
放送文例	<p>避難対象区域は、西尾地区では、中畑小学校区、平坂小学校区、室場小学校区、三和小学校区及び米津小学校区を除く全ての小学校区、一色地区では、佐久島小学校区を除く全ての小学校区が対象となります。</p> <p>なお、それぞれの対象区域は広範囲でありますので、それぞれの小学校区における浸水の対象となる区域は、西尾市防災アプリ、西尾市ホームページ、キャッチネットワークによる放送、市から配布した洪水ハザードマップなどでご確認ください。</p>	

(2) 避難情報の判断基準

河川名	二級河川 北浜川
観測所等名	北浜水位観測所
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①水位が水防団出動水位である1.4mに到達した場合</p> <p>②水位が氾濫注意水位である1.1mを越えた状態で、北浜川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(11.4)に到達する場合)</p> <p>③軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う</p>

		台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	【警戒レベル4】 避難指示	①水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.9mに到達した場合 ②北浜川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合（予測値が12.5を超える場合）） ③異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	①水位が堤防高である2.6mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合 ④決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）
県による基準	水防団待機水位	0.6m
	氾濫注意水位	1.1m
	水防団出動水位	1.4m
	避難判断水位	—
	氾濫危険水位	1.9m
	堤防高	2.6m

注：判断基準の数値等に達しない場合についても、その他の情報を総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。

(3) 開設が予測される避難所

西尾	西尾小学校、文化会館、※1 花ノ木小学校、※1 総合福祉センター、中央体育館、八ツ面小学校、鶴城小学校、鶴城中学校、スポーツ公園総合体育館、西尾勤労会館、西野町小学校、西野町ふれあいセンター、※3 平坂中学校、矢田小学校、寺津小学校、寺津中学校、福地南部小学校、福地北部小学校、福地中学校
一色	一色西部小学校、一色南部小学校、一色中部小学校、※1 一色東部小学校、※1 一色町公民館・一色地域交流センター、一色町体育館、一色西部保育園

※1 最大規模洪水時は施設(校舎)1階及び体育館使用不可

※3 最大規模洪水時は体育館使用不可

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、文化会館、総合福祉センター、中央体育館、スポーツ公園総合体育館、西尾勤労会館、西野町ふれあいセンター及び一色町公民館・一色地域交流センターを開設する。

7 二級河川 「朝鮮川」

河 川 名		二級河川 朝鮮川
観 測 所 等 名		—
【警戒レベル3】 高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> ①朝鮮川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(7.2)に到達する場合) ②軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示		<ul style="list-style-type: none"> ①朝鮮川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ②異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)
県による基準	水防団待機水位	—
	氾濫注意水位	—
	水防団出動水位	—
	避難判断水位	—
	氾濫危険水位	—
	堤防高	—

8 二級河川 「八幡川」

河 川 名		二級河川 八幡川
観 測 所 等 名		—
【警戒レベル3】 高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> ①八幡川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合 ②軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示		<ul style="list-style-type: none"> ①八幡川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ②異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)
県による基準	水防団待機水位	—
	氾濫注意水位	—
	水防団出動水位	—
	避難判断水位	—
	氾濫危険水位	—
	堤防高	—

9 二級河川 「鳥羽川」

河 川 名		二級河川 鳥羽川
観 測 所 等 名		—
【警戒レベル3】 高齢者等避難		<ul style="list-style-type: none"> ①鳥羽川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合 ②軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示		<ul style="list-style-type: none"> ①鳥羽川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ②異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)
県による基準	水防団待機水位	—
	氾濫注意水位	—
	水防団出動水位	—
	避難判断水位	—
	氾濫危険水位	—
	堤防高	—

10 避難情報等の伝達手段・内容

(1) 住民等への広報・伝達の系統
第6編に準ずる。

(2) 避難情報の伝達文

① 「避難情報発令予告」伝達文（例）

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。
ただ今、台風第〇号が接近しており、〇日〇時頃から風雨が強まり、大雨・高潮・土砂災害の恐れがあります。
〇日〇時以降に「避難指示」等を発令する可能性があります。発令は、防災行政無線、西尾市防災アプリ、市のホームページ、ツイッター、ケーブルテレビ等にてお知らせします。今のうちに、あらかじめ配布しておりますハザードマップや市のホームページなどで、川の氾濫・高潮による浸水や土砂災害の恐れのある区域、避難経路、避難場所を再度確認しておいてください。今後、最新の気象情報や市の避難情報に注意し、必要があれば、すみやかに避難を開始してください。

② 【警戒レベル3】「高齢者等避難」伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
こちらは、西尾市（災害対策本部）です。
〇〇時〇〇分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・
（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）
繰り返します
〇〇時〇〇分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・
（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）
●●川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
今放送した区域の方で、お年寄りの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を避け、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。特に川沿いにお住いの方は、避難してください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

③【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時□□分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）

繰り返します

〇〇時□□分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）

●●川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

今放送した区域の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

④【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文（例）

（河川氾濫が切迫している状況）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時□□分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）

繰り返します

〇〇時□□分に次の区域に対して洪水に関する警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

（矢作川、矢作古川については、放送文例参照）

●●川の水位が堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります。

自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑤ 【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文（例）
（河川氾濫を確認した状況）

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

繰り返します

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

△△町◇◇で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇周辺は通行できない状況です。〇〇周辺を避難中の方は、大至急近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

⑥ 避難情報解除の伝達文（例）

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

ただ今、〇〇時〇〇分に△△町に対して警戒レベル〇、高齢者等避難／避難指示を解除しました。

第3編 高潮

1 警戒すべき区間等

警戒すべき区間		海岸部及び高潮による海水の河川遡上のおそれを有する河川周辺	
高潮による海水の河川遡上のおそれを有する河川		矢作古川、矢崎川	
被害想定		家屋の浸水・水没・損壊	
避難対象区域	予想最高潮位が2.7mに達する場合	西尾	寺津町、中根町、巨海町
		一色	佐久島
	予想最高潮位が3.0mに達する場合	西尾	寺津町、中根町、巨海町
		一色	佐久島
	予想最高潮位が3.4mに達する場合	西尾	平坂町、楠村町、西小槲町、寺津町、中根町 巨海町
		一色	佐久島
		幡豆	東幡豆町
	予想最高潮位が3.6mに達する場合	西尾	平坂町、楠村町、西小槲町、寺津町、小栗町 中根町、巨海町
		一色	佐久島
		幡豆	西幡豆町、東幡豆町、寺部町
	予想最高潮位が3.9mに達する場合	西尾	平坂町、楠村町、西小槲町、寺津町、小栗町 中根町、巨海町、刈宿町
		一色	細川、治明、開正、佐久島
		吉良	吉田、饗庭、小山田
		幡豆	西幡豆町、東幡豆町、寺部町

【予想最高潮位が3.9m以上に達する場合】

警戒すべき区間		海岸部及び高潮による海水の河川遡上のおそれを有する河川周辺	
高潮による海水の河川遡上のおそれを有する河川		矢作川、矢作古川、矢崎川、北浜川、広田川	
被害想定		家屋の浸水・水没・損壊	
避難対象区域	予想最高潮位が4.7mに達する場合	西尾	城崎町4丁目、城崎町5丁目、城崎町7丁目、高島町3～7丁目、丁田町、今川町、矢曾根町、桜木町2～6丁目、花ノ木町2～7丁目、永楽町2丁目、永楽町3丁目、永楽町4～6丁目住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町5丁目、住吉町6丁目、永吉町、寄近町、吾妻町、南旭町、塩町、錦城町、鶴舞町、満全町、会生町、和泉町、北旭町、神下町、永吉一～四丁目、須田町、葵町、山下町、住崎一～六丁目、高砂町、新在家一丁目、下町、上町、法光寺町、小間町、天竹町、菱池町、長縄町、熱池町、下道目記町、針曾根町、行用町、市子町、齊藤町、八ヶ尻町、上道目記町、平口町、笹曾根町、野々宮町、横手町、鎌谷町、十郎島町、鶴ヶ池町、宅野島町、細池町、須脇町、川口町、深池町、小焼野町、奥田町、南奥田町、西奥田町、寺津一丁目、寺津三丁目、寺津四丁目、寺津町、巨海町、刈宿町、徳永町、中根町、中畑町、田貫町、田貫二丁目、平坂町、富山町、西小柳町、小栗町、楠村町、新在家町、国森町、下矢田町、上矢田町
		一色	開正、赤羽、治明、養ヶ島、細川、味浜、一色、池田、前野、対米、大塚、野田、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎、中外沢、藤江、坂田新田、小藪、佐久島
		吉良	下横須賀、上横須賀、木田、寺嶋、岡山、中野、小牧、酒井、饗庭、荻原、富田、八幡川田、吉田大島、駁馬、津平、友国、富好新田、小山田、乙川、白浜新田、宮崎
		幡豆	東幡豆町、寺部町、西幡豆町、鳥羽町

2 避難指示等の判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に発令するものとする。判断基準に達しない場合についても、気象予測や巡視等の報告を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	高潮注意報(注1)が発表され、最高潮位が2.7mに達することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	高潮警報(注2)あるいは高潮特別警報が発表され、最高潮位が2.7mに達することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①水門、陸閘門の異常が確認された場合 ②潮位が3.0mを超え、浸水が発生したと推測される場合 ③海岸堤防等が倒壊した場合 ④異常な越波・越流が発生した場合 ⑤水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
備考：台風の接近時は、風雨が強まり避難が困難になることが多いことから、「高齢者等避難」の基準に該当した時点で水平避難を考慮した早めの「避難指示」を検討する。	

注1 高潮注意報：西尾市において最高潮位1.6mに達する可能性がある場合
(警報基準の6~24時間前に発令)

注2 高潮警報：西尾市において最高潮位2.3mに達する可能性がある場合
(警報基準の3~6時間前に発令)

※情報の入手先 ・高潮に関する気象予報：名古屋地方気象台 052-763-2449
・潮位情報：国交省及び愛知県 川の防災情報Webシステム

3 開設が予測される避難所

西尾小学校、※1花ノ木小学校、中央体育館、総合福祉センター、西野町小学校、西野町ふれあいセンター、中畑小学校、平坂小学校、平坂中学校、寺津小学校、寺津中学校、西尾勤労会館、福地北部小学校、福地北部保育園、福地南部小学校、福地中学校、※1一色東部小学校、※1一色中部小学校、※2一色南部小学校、※1一色西部小学校、※1一色西部保育園、一色町公民館・一色地域交流センター、一色町体育館、佐久島開発総合センター、※1吉田小学校、荻原小学校、白浜小学校、※1横須賀小学校、津平小学校、※1吉良保健センター、クリーンセンター、幡豆小学校、東幡豆小学校、幡豆いきいきセンター、東幡豆体育館

※1 浸水想定区域(施設の1階への避難不可)

※2 浸水想定区域(施設の2階までの避難不可)

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、西尾勤労会館、一色町公民館・一色地域交流センター、吉良保健センター、幡豆いきいきセンターを開設する。

4 避難情報の伝達手段・内容

(1) 住民等への広報、伝達の系統
第6編に準ずる。

(2) 避難情報の伝達文

①「避難情報発令予告」伝達文（例）

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。
ただ今、台風第〇号が接近しており、〇日〇時頃から風雨が強まり、大雨・高潮・土砂災害の恐れがあります。
〇日〇時以降に「避難指示」等を発令する可能性があります。発令は、防災行政無線、西尾市防災アプリ、市のホームページ、ツイッター、ケーブルテレビ等にてお知らせします。今のうちに、あらかじめ配布しておりますハザードマップや市のホームページなどで、川の氾濫・高潮による浸水や土砂災害の恐れのある区域、避難経路、避難場所を再度確認しておいてください。今後、最新の気象情報や市の避難情報に注意し、必要があれば、すみやかに避難を開始してください。

②【警戒レベル3】「高齢者等避難」の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
こちらは、西尾市（災害対策本部）です。
〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・
繰り返します
〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・
高潮の危険性が高まることが予想されます。今放送した区域の方で、お年寄りの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を避け、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。特に海岸沿いにお住いの方は、避難をしてください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。（今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼びかける。

③【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

繰り返します

〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

高潮の危険性が高まっています。今放送した区域の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

（今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。）※暴風が予想される場合は、暴風となる前の避難を呼びかける。

④【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文（例）

（高潮氾濫が切迫している状況）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

繰り返します

〇〇時〇〇分に次の区域に対して高潮に関する警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

高潮の危険性が極めて高まっています。避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑤【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文（例）
（高潮氾濫発生を確認した状況）

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

繰り返します

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

△△町◇◇で堤防から水があふれだしました。避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑥ 避難情報解除の伝達文（例）

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

ただ今、〇〇時〇〇分に△△町に対して警戒レベル〇、高齢者等避難／避難指示を解除しました。

第4編 土砂災害

1 警戒すべき箇所

- ・土石流危険渓流 83箇所
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所 171箇所
 - ・土砂災害警戒区域（うち土砂災害特別警戒区域） 436箇所（374箇所）
 - ・山地災害危険地区 107箇所
 - ・地すべり危険箇所・地すべり防止区域 5箇所
- 詳細は、西尾市地域防災計画 資料編 第2 防災上注意すべき箇所参照

2 避難対象区域

地区名等	避難対象区域
西尾	西浅井町、東浅井町、貝吹町、八ツ面町、田貫町、中畑町、山下町、下町、駒場町、家武町、室町、平原町、善明町、上羽角町、下羽角町、新村町、小島町
吉良	宮崎、乙川、友国、小山田、津平、瀬戸、駿馬、宮迫、岡山、饗庭
幡豆	西幡豆町、東幡豆町、鳥羽町、寺部町

3 避難情報の判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に発令するものとする。判断基準に達しない場合についても気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 西尾市に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「警戒」（オレンジ色）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に達した場合 ② 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度が「危険」（薄紫色）に達した場合 ③ 西尾市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ④ 東海地震注意情報が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 西尾市に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で「非常に危険」（紫色）（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）に達した場合 ③ 愛知県土砂災害防災情報による土砂災害危険度が「非常に危険」（紫色）に達した場合 ④ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑤ 東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の発生が確認された場合
--------------------	---

4 開設が予測される避難所

西尾小学校、八ツ面小学校、スポーツ公園総合体育館、中畑小学校、三和小学校、東部中学校、室場小学校、総合福祉センター （株）デンソー西尾製作所、（株）デンソー善明製作所、横須賀小学校、荻原小学校、白浜小学校、津平小学校、吉良保健センター、幡豆小学校、幡豆いきいきセンター、東幡豆小学校、東幡豆体育館

注：【警戒レベル3】高齢者等避難発令時は、スポーツ公園総合体育館、総合福祉センター、吉良保健センター及び幡豆いきいきセンターを開設する。

5 避難情報の伝達手段・内容

- (1) 住民等への広報、伝達の系統
第6編に準ずる。
- (2) 避難情報の伝達文
 - ① 「避難情報発令予告」伝達文（例）

<p>こちらは、西尾市（災害対策本部）です。</p> <p>ただ今、台風第〇号が接近しており、〇日〇時頃から風雨が強まり、大雨・高潮・土砂災害の恐れがあります。</p> <p>〇日〇時以降に「避難指示」等を発令する可能性があります。発令は、防災行政無線、西尾市防災アプリ、市のホームページ、ツイッター、ケーブルテレビ等にてお知らせします。今のうちに、あらかじめ配布しておりますハザードマップや市のホームページなどで、川の氾濫・高潮による浸水や土砂災害の恐れのある区域、避難経路、避難場所を再度確認しておいてください。今後、最新の気象情報や市の避難情報に注意し、必要があれば、すみやかに避難を開始してください。</p>
--

②【警戒レベル3】「高齢者等避難」の伝達文(例1)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に土砂災害に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

繰り返します。

〇〇時〇〇分に次の区域に土砂災害に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

土砂災害の危険性が高まることが予想されます。お年寄りの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を避け、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、避難してください。特に崖の付近や沢沿いにお住いの方は、避難してください。避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

③【警戒レベル3】「高齢者等避難」の伝達文(例2) 【東海地震注意情報が発表された場合】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、高齢者等避難。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が表れ、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これにともない、〇〇時〇〇分西尾市の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。

今後東海地震の予知及び警戒宣言が発せられると、がけ崩れ、津波などのおそれがあります。今後のテレビ、ラジオ等の情報に十分注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。

④【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文(例1)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に土砂災害に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

繰り返します。

〇〇時〇〇分に次の区域に土砂災害に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

土砂災害の危険性が高まっています。今放送した区域の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに全員避難してください。

⑤【警戒レベル4】「避難指示」の伝達文(例2)【東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発せられました。

今から2、3日間のうちに、駿河湾周辺を震源域とするマグニチュード8前後の大規模な地震が発生するおそれがあります。

これにともない、〇〇時〇〇分に西尾市の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。

地震が発生しますと、西尾市では震度6弱以上の地震が予想され、がけ崩れのおそれがあります。土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて速やかに避難を開始してください。

⑥【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文(例)

(土砂災害発生が切迫している状況)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分次の区域に土砂災害に関する警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

繰り返します。

〇〇時〇〇分次の区域に土砂災害に関する警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、△△町◇◇、・・・

土砂災害の危険性が極めて高まっています。避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑦【警戒レベル5】「緊急安全確保」の伝達文(例)

(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

繰り返します

〇〇時〇〇分に次の区域に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

△△町◇◇、△△町◇◇

△△町◇◇で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

⑧ 避難勧告等解除の伝達文(例)

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

ただ今、〇〇時〇〇分に△△町に対して警戒レベル〇、高齢者等避難／避難指示を解除しました。

第5編 津波

1 警戒すべき区間等

警戒すべき区間		海岸部及び津波による海水の河川遡上のおそれを有する河川周辺	
津波による海水の河川遡上のおそれを有する 県管理河川		矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川、朝鮮川	
被害想定		家屋の浸水・水没・損壊	
避難対象区域	津波注意報	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防より海側の地域対象	
	津波警報 大津波警報	西尾	平坂町、中畑町、楠村町、西小瀬町、小栗町、奥田町、西奥田町、南奥田町、国森町、上矢田町、下矢田町、新在家町、寺津町、中根町、南中根町、徳永町、巨海町、刈宿町、十郎島町、川口町、深池町、菱池町、須脇町、齊藤町、熱池町、長縄町、上道目記町、下道目記町、港町、針曾根町、行用町、八ヶ尻町、市子町、平口町、笹曾根町、横手町、天竹町、野々宮町、矢曾根町、米津町、住崎四丁目
		一色	開正、赤羽、治明、養ヶ島、細川、中外沢、味浜、小藪、一色、藤江、坂田新田、池田、前野、対米、大塚、野田、松木島、千間、生田、酒手島、惣五郎、佐久島
		吉良	吉田、大島、荻原、饗庭、小山田、富好新田、白浜新田、宮崎、乙川、富田、八幡川田、下横須賀、上横須賀、酒井、中野、友国
		幡豆	西幡豆町、東幡豆町、鳥羽町、寺部町

2 避難勧告等の判断基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に発令するものとする。判断基準に達しない場合についても、気象海象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難指示	<p>① 伊勢・三河湾に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合</p> <p>② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>
------	--

3 開設が予測される避難所

西尾小学校、伊文保育園、西尾幼稚園、花ノ木小学校、花ノ木保育園、八ツ面小学校、鶴城小学校、西野町小学校、米津小学校、中畑小学校、平坂小学校、矢田小学校、寺津小学校、福地南部小学校、福地北部小学校、福地北部保育園、室場小学校、白ばら園、室場保育園、三和小学校、西尾中学校、中央体育館、鶴城体育館、平坂中学校、寺津中学校、福地中学校、東部中学校、県立鶴城丘高等学校、アイシン機工(株)、一色中部小学校、佐久島開発総合センター、クリーンセンター管理棟、横須賀小学校、横須賀保育園、横須賀ふれあいセンター、津平小学校、津平保育園、吉良カントリークラブ、幡豆小学校、見影保育園、東幡豆体育館

※スポーツ公園総合体育館、佐久島しおさい学校、幡豆いきいきセンター、東幡豆小学校及び東幡豆保育園は二次的な避難所として開設の可能性あり。

4 避難情報の伝達手段・内容

(1) 住民等への広報、伝達の系統
第6編に準ずる。

(2) サイレンの種類

津波予報の種類	サイレン信号のパターン	備考
津波警報	5秒吹鳴→6秒休止→5秒吹鳴→6秒休止	適宜繰り返す
大津波警報	3秒吹鳴→2秒休止→3秒吹鳴→2秒休止	

(3) 避難情報の伝達文

① 「避難指示」の伝達文(例)【大津波警報、津波警報が発表された場合】

緊急放送、緊急放送、「避難指示」発令
こちらは、西尾市(災害対策本部)です。
大津波警報(または津波警報)が発表されたため、〇〇時〇〇分に津波災害に関する「避難指示」を発令しました。
ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

② 「避難情報」の伝達文(例)【東海地震予知情報・警戒宣言が発せられた場合】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令
こちらは、西尾市(災害対策本部)です。
本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発せられました。
今から数時間のうちに、駿河湾周辺を震源域とするマグニチュード8前後の大規模な地震が発生するおそれがあります。この地震により西尾市では震度6弱以上の揺れが予想され、津波の高さは三河湾沿岸で1~2mが予想されております。
これにともない、〇〇時〇〇分、西尾市の津波避難対象区域に津波災害に関する「避難指示」(と土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する「避難指示」)を発令しました。
地震が起きますと、津波(、がけ崩れ)などの発生のおそれがあります。津波避難対象区域にお住まいの方は、できるだけ高い場所に速やかに避難(するとともに、土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、避難所へ避難)してください。

③「避難指示」の伝達文(例)【強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】

緊急放送、緊急放送、「避難指示」発令

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

強い揺れの地震がありました。

津波が発生する可能性があるため、〇〇時〇〇分に津波災害に関する「避難指示」を発令しました。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

④「避難指示」の伝達文(例)【津波注意報が発表された場合】

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

〇〇時〇〇分に津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

⑤「避難指示」解除の伝達文(例)

こちらは、西尾市（災害対策本部）です。

ただ今、〇〇時〇〇分に避難指示を解除しました。

第6編 避難情報等の伝達

1 避難情報等に係る伝達方法



2 避難情報等の伝達チェックリスト

(1) 市民等への伝達

チェック	連絡手段	連絡先等
	防災行政無線（同報系）	市内一斉
	緊急速報メール	市内一斉 （ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル加入者）
	ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック） 西尾市LINE公式アカウント	
	西尾市防災アプリ	
	西尾市防災メール	
	広報車	各方面本部、広報広聴班
	電話・FAX等	自主防災会長、要配慮者施設
	消防車両（消防署、消防団）	消防署に連絡（消防団には消防署から連絡）
	愛知県防災情報システム	対象機関（Lアラート契約メディアに対しては、Lアラートにて自動配信）
	FAX	【報道機関（新聞、テレビ等15社）】 中日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、東海愛知新聞、日本経済新聞、中部経済新聞、三河新報、愛三時報、日本放送協会（NHK）、東海テレビ放送（株）、中京テレビ放送（株）、中部日本放送（CBC岡崎、CBC名古屋）、（株）キャッチネットワーク、（株）時事通信社
	庁舎内電光掲示板掲載	
	庁内放送（庁舎開庁時間内のみ）	

(2) 防災関係機関等への連絡

チェック	防災関係機関名	伝達方法	番号等	備考
	愛知県防災安全局 災害対策課	愛知県防災情報システム 愛知県防災行政無線 電話	78(79)-600-2565、 2566 052-954-6149	防災無線 78：無線発信 79：衛星発信
	西尾警察署	電話 移動系無線	57-0110 228	地域課
	陸上自衛隊 第10 特科連隊 第3大隊 【次点：自衛隊愛 知地方連絡部（岡 崎出張所）】	電話	0533-86-3151 （内線432、793） 【0564-21-7303】	

	衣浦海上保安署	電 話	0569-22-4999	
	(株)キャッチネットワーク	電 話 F A X 移動系無線 移動系無線 F A X	0566-27-5555 0566-27-5556 244 244#05	
	消防本部（指令）	電 話 移動系無線	56-2110 229	
	避難所	電 話 F A X 移動系無線（一部のみ）		・開設時は避難所班長及び施設管理者に連絡 ・準備から勧告等内容が変更となった場合も連絡
	レスキューナウ （ヤフー災害情報）	F A X メー ル	03-5759-6889 Input- daikou@ml.rescueno w.net	避難指示等発令時

（３）災害対応関係機関への連絡

チェック	対応機関名	伝達方法	番 号	対応内容
	豊橋河川事務所	電 話	0532-48-2111	河川氾濫等
	中部電力パワーグリッド 西尾営業所	電 話 移動系無線	57-8891 237	電力復旧
	市民病院（管理課）	電 話 移動系電話	56-3171 233	急患対応
	西尾市建設業協会 （西尾幡豆建設会館）	電 話	56-8761 高杉建設自宅 54-5215	土のう 応急復旧工事、応急対策 工事

（４）その他

チェック	対応機関等名	伝達方法	番 号	備 考
	一色支所	電 話 移動系無線	72-7111 256	地区対策班設置
	吉良支所	電 話 移動系無線	32-1111 264	
	幡豆支所	電 話 移動系無線	62-5511 273	
	職員	メール・電 話またはポ ータルサイ ト	職員緊急通報 システムまた はポータルサ イト	ポータルサイト：各課か らのお知らせ【属性緊急】

